

# 仕 様 書 (案)

## 1 件名

シティプロモーション推進業務委託

## 2 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

## 3 履行場所

監督員が指定する場所

## 4 業務の内容

### (1) 企画・市民参加運營業務・制作業務等

西東京市内外から本事業の一般参加者（以下、「市民ライター」という）を募集・決定し、市の魅力を発信するプロモーション冊子を市民ライターとともに制作するとともに、シビックプライドの向上を図る。

なお、実施に当たっては「西東京市シティプロモーション推進方針」を参考にすること。

#### ア 市民ライターの募集・決定

(ア) 受託者は、市民ライターの募集・決定から制作までに想定されるスケジュールを発注者と協議のうえ作成すること。

(イ) 募集・決定に当たっては、事前に発注者と協議のうえ受託者が行うこと。

(ウ) 市内外の参加者を募集するため、受託者は首都圏在住・在勤者を広く募集できる媒体にて市民ライター募集に関する発信を行うこと。

(エ) 募集・決定後にワークショップを実施し、取材や制作等のノウハウを習得させること。

(オ) ロケハン・取材・撮影等を行う場合は、発注者と協議のうえ決定し、受託者は市民ライターに必要なに応じて同行すること。また、機材等が必要な場合は受託者が用意すること。

(カ) 受託者は、市民ライターが情報拡散の自走につなげられるように、効果的なプロモーション活動に関する支援を行うこと。

#### イ 冊子制作

(ア) 受託者は、冊子の制作にあたり、紙面の構成及び掲載候補等をリサーチのうえ提案すること。

(イ) 受託者は、紙面のデザイン並びにイラスト及びマップ等の制作を行うこと。

(ウ) 受託者は、紙面原稿等の校閲を行うこと。

#### ウ 広報

受託者は冊子の完成後、制作した冊子についての広報を行うこと。

### (2) 市民周知イベント

受託者は、発注者と協議のうえ、制作する冊子を活用した市のプロモーションを企画・実施すること。

(3) 印刷業務

ア 発行部数

5,000 部

イ 構成

(ア) サイズ A4

(イ) ページ 40 ページ

(ウ) 色 フルカラー

ウ 仕様

(ア) 用紙 総合評価 70 以上、リサイクル適正 A ランク

(イ) インキ

リサイクル適正 A ランクのインキに加え、印刷ごとでの下記の基準を満たすこと

① オフセット印刷

NL 規制適合かつバイオマスを含有したインキの使用

② デジタル印刷

化学安全性が確認されたものであること

(ウ) 製本 無線とじ

エ リサイクル適正・マークの表示

リサイクル適正・マークを印刷物の背・表紙・裏表紙のいずれかに表示をすること

## 5 業務管理

- (1) 受注者は業務を円滑に遂行するため、業務における監督を担う主任担当者を 1 人選任する。
- (2) 主任担当者は、業務遂行に関する要請及び、指示等の受理並びに発注者への依頼、その他日常的な連絡、確認等を行うこと。
- (3) 受託者は業務を実施するに当たり、発注者と月 1 回以上のミーティングを行う。また、その際の議事録を作成し、発注者へ電子データで提出すること。
- (4) 受託者は業務の年間計画書を作成し、ミーティング時に報告すること。なお、計画書は進捗状況に応じて、随時修正を行うこと。
- (5) 受託者はワークショップ等の様子を写真等で記録し、ミーティング時に発注者へ共有すること。

## 6 納品

(1) プロモーション冊子

ア 冊子

(ア) 納品日

別途、協議により決定する。

(イ) 納品場所

西東京市役所田無庁舎 3 階 広報プロモーション課

西東京市南町五丁目 6 番 13 号 電話 042-460-9804

## イ データ

### (ア) PDFデータ

1枚ごとのPDFデータおよび見開きのPDFデータを冊子納品日までに納品する

### (イ) ホームページ用データ作成

電子データブック用データを冊子納品日までに納品する

### (ウ) マスターデータ及び中間成果物

AIデータなどの編集可能な電子データや制作に当たって使用した電子撮影データなどを冊子納品日までに納品する

## (2) 広報物

受託者が冊子完成の広報を行ったことが分かるものを、冊子と同様の納品場所へ納品すること

## 7 著作権

- (1) 本業務委託の履行に伴い生じた成果物における著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、発注者に帰属する。本業務のために収集した資料等はすべて発注者に供与し、受託者と協議のうえ、利用することができる。ただし、受託者が元々保有しているロゴなどの著作権については対象外とする。
- (2) 受託者は、当該成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。また、受注者は本業務に関与したものについて著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

## 8 再委託

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託が必要な合理的な理由があるときは、業務の一部を受注者の責任において第三者に再委託することができる。その場合、受注者は発注者に対し、再委託先が業務遂行する行為について全責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、再委託を行う場合は、発注者が定めた書式(様式1)を、発注者に提出し発注者の承認を得ることとする。
- (3) 発注者は、再委託先に対して指示等を行わないものとする。万一再委託先の行為が発注者の指示等に基づく場合は、受注者は当該行為につき責任を負わないものとする。

## 9 その他特記事項

### (1) 成果物の契約不適合

納品後、成果物に契約不適合が発見された場合、成果物の修正などについて、受注者の責任において解決すること。

### (2) 契約履行過程の協議

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方誠意を以って問題を協議し、業務を遂行すること。

(3) 適正な労働環境の確保

受注者は、業務の履行に当たっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。